

自転車反則金が2026年4月に導入されることになりました！

本年6月17日、自転車の交通違反に関する交通反則切符（青切符）を導入する改正道路交通法が来年の4月1日に施行されることが正式に決まりました。

取り締まり対象となるのは16歳以上で、113の違反行為について3,000円～12,000円の反則金が定められました。

そこで本号では、主な違反内容を皆さんと共に確認し、加えて、自転車保険との関連性についてもチェックしてみたいと思います。



青切符の対象となる主な自転車の反則行為と反則金

※警察庁の発表に基づく

反則金	違反内容例
12,000円	<u>ながらスマホ</u> ・携帯電話を使用しながら運転
7000円	遮断踏切への立ち入り
6000円	信号無視 <u>通行区分違反</u> ・逆走、歩道走行など
5000円	ブレーキの無い自転車（ピスト自転車）での走行 <u>傘差し運転</u> イヤホンで音楽を聴きながら運転 無灯火 買い物袋をハンドルに掛けて運転
3000円	並走 2人乗り運転

《歩道走行の取り締まり対象例》

- 事故に直結する危険な運転
- 警察官の警告に従わず違反行為を継続
- スピードを出して歩道を通行し歩行者を驚かせて立ち止まらせる

《対象外》

★自転車は車道通行が原則だが以下の場合には歩道通行が認められる ※いずれも車道寄りを徐行

- ◆ 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者
- ◆ 標識などで自転車走行が認められている歩道
- ◆ 車道の自動車交通量が著しく多いなど車道走行が危険な場合



器具で固定した傘差し運転は違反になる？

東京都道路交通規則8条3号では以下のとおり定められています。

「傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。」

つまり、傘を差して運転すること自体を禁じており、器具で固定しているか否かは明記されていません。

また、自転車に傘を固定すると積載物にあたりますが、自転車の横幅+30cmを超える積載物は同規則により禁止されており、多くの場合、開いた傘がこの制限に抵触するとみられます。

よって、本ケースの傘差し運転も違反と判断される可能性が高いと考えられますので控えた方が良いでしょう。

※自転車ユーザーの中には基本的な交通ルールが曖昧なまま運転している人も少なくないため、自転車を運転する際には改めて交通ルールを確認することが大切です。

取り締まりのボーダーラインは??

制度運用にあたり、警察庁は指導取り締まりの基本的な考え方を公開しています。

それによると、**悪質性・危険性が低いケースは引き続き“指導・警告”であり、悪質性・危険性の高いケースが取り締まりの対象**になるようです。

例えば傘差しのケースでは、「傘を差しながら一時停止を怠った場合」が取り締まりの対象となると想定されます。

まず確認！自転車は「車」扱いです！

自転車は、道路交通法上「軽車両」に分類されます。つまり、信号無視・一時不停止・酒酔い運転・逆走（右側通行）などを行えば、**自動車と同様に罰則対象**になります。青切符は、比較的軽微な違反を対象として違反者が反則金を納めれば刑事罰を科さない制度で、違反者は刑事手続きを省略でき、警察も違反行為を迅速に処理できます。酒気帯び運転や酒酔い運転、あおり運転など悪質な違反は、これまで通り刑事罰の対象となる交通切符（赤切符）での対応となります。

自転車が厳罰化の対象になった背景は？

反則金は1967年に創設された交通反則通告制度に基づいており、自動車やバイクを対象に「指定場所一時不停止」や「信号無視」といった違反行為に青切符を交付してきた一方、自転車は対象外となっていました。

自転車を対象に加える背景には交通違反の急増があります。自転車の交通違反に関しては2024年中5万1564件、検挙には至らない「指導警告」が133万1370件実施されました。



「知らなかった」「気づかなかった」は通用しません。

子供や高齢者も対象？年齢問わず適用される罰則

実は、自転車の交通違反は**年齢を問わず全員が対象**です。

- 小学生・中学生が信号無視 → 学校や保護者へ指導通知
- 高齢者が歩道暴走 → 事情聴取、書類送検される例も



★ワンポイント
左のイラストの標識（車両進入禁止）のある道路へ自転車で進入しても逆走にはなりません！

法施行前までには更なる安全教育の徹底と改正法の周知が求められますね！

自転車保険（個人賠償責任保険）との関連をチェックしてみましょう！

過去の判例では、傘を差して自転車を運転していたことが“過失”と認定され、人にケガをさせて罪に問われる際には過失が重いとされています。

なお筆者の調査では、全ての保険会社が“故意”の場合には免責（保険金を支払わない）としていますが、“過失”の場合には有責（保険金を支払う）という補償内容になっています。

万が一に備えて、皆様ご自身が自転車保険（個人賠償責任保険）へご加入されているかチェックしてみてください。

ご不明な点は、弊社営業担当者までお気軽にお問い合わせください！



弊社は損害保険会社7社、生命保険会社8社、少額短期保険会社1社を取扱い、お客様の企業経営から個人のライフプランまで総合的なリスクマネジメントをご提案いたします。

現在弊社以外でご契約の保険の証券診断も承りますので、お気軽にご相談ください！

弊社では、募集品質の改善・向上への取り組みの一環として、お客様から忌憚ないご意見やご感想を伺っております。是非ともご協力ください！

“お客様アンケートのサイト”

[アンケート-東京セントラル\(tokyo-central.co.jp\)](https://tokyo-central.co.jp)



◆弊社ホームページで「TOKYO CENTRAL NEWS」のバックナンバーを掲載しておりますので、是非ともご参照ください。